

建設工事に伴う廃棄物処理の元請責任について

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 監視指導G
泉州農と緑の総合事務所 環境指導課

目次

1. 産業廃棄物の不適正処理
2. 元請責任
 - ① 廃棄物処理法での根拠条文
 - ② 不適正処理を招く行為
 - ③ 違反時の罰則と建設業法の扱い
3. まとめ



1. 産業廃棄物の不適正処理

○産業廃棄物指導課の業務

産業廃棄物の適正処理と不法投棄等不適正処理の未然防止を図るため、事業者・処理業者等に対する監視パトロールや指導を行っている。

☑監視指導G：不適正処理対策（監視・指導、行政処分（命令）等）に関すること

所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）他

○産業廃棄物の不適正処理の例

野焼き



廃棄物処理法の基準を満たさない焼却

不法投棄



みだりに産業廃棄物を捨てる行為
産業廃棄物を長期間放置する行為

野積み



廃棄物処理法の基準を満たさない
産業廃棄物の保管

1. 産業廃棄物の不適正処理

直罰規定あり
行為者へ指導

5年以下の懲役もしくは
1000万円以下の罰金
またはその併科
(法人には3億円以下の罰金)
(法人重課)

○産業廃棄物の不適正処理の例



野焼き



不法投棄



廃棄物による造成



野積み



処理基準の遵守等
を行為者へ指導
又は命令
(命令違反には罰則)

行為者への指導の結果…

- 廃棄物発生元が建設工事
- 行為者は下請業者

とわかるケースが多い

2. 元請責任

① 廃棄物処理法での根拠条文

(目的) 第一条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、**生活環境の保全**及び**公衆衛生の向上**を図ることを目的とする。

(事業者の責務) 第三条第一項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第二十一条の三第一項

⇒ 建設工事では、元請業者を事業者とする旨の規定あり
建設工事の注文者から直接建設工事を請負った建設業者が元請業者

2. 元請責任

つまり、

事業者に廃棄物処理の責任がある

建設工事においてはその工事の元請業者が事業者にあたる



元請業者がその廃棄物を適正に処理しなければならない

2. 元請責任

②不適正処理を招く行為

a) 下請業者への一括下請負（丸投げ）

- ☑ 廃棄物処理法第21条の3の規定は、
建設工事の元請業者を事業者としたものである。
- ☑ 建設業法第22条の規定は、
建設業者が請け負った建設工事を、いかなる方法をもって
するかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない
としたもの（分割委託も、実質的に一括下請負なら**禁止**）

⇒元請業者が下請業者に一括下請負(丸投げ)することで
廃棄物の処理責任の所在が曖昧になる！

出典：平成28年10月14日付け国土建第275号国土交通省土地・建設産業局長『一括下請負の禁止について』

2. 元請責任

② 不適正処理を招く行為

b) 産業廃棄物の無許可業者への 産業廃棄物の処理の委託*

*5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科

- 一括下請負（建設業法第22条違反）以外にも、産業廃棄物処理業無許可の下請業者に産業廃棄物の処理委託はできません。

委託時の
手続き

- 元請業者が、産業廃棄物処理業許可をもつ業者に処理（運搬や処分）を委託すること
- 元請業者が、収集運搬業者と処分業者と書面で契約を結んでいること
- 廃棄物の搬出時は、元請業者がマニフェストを手交すること
- 委託業者に対して適正な価格で産業廃棄物の処理を委託していること 等々

⇒ 産業廃棄物無許可業者への委託は禁止(法第12条第5項違反*)

2. 元請責任

②不適正処理を招く行為

c) その他、建設業法令遵守ガイドラインに基づかない各種行為

- 不適正処理の原因は様々あるが、結果的に元請業者が廃棄物の不適正処理の責任（原状回復や適正処理、刑事責任）を負う。

⇒不適正処理による行政指導や行政処分を受けない対応を

出典：建設業法令遵守ガイドライン（第9版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－

2. 元請責任

③ 廃棄物処理法違反時の罰則と建設業法の扱い (確認)

- ☑ 建設業法では、他法令違反を受けて、必要な指示又は営業の停止を命じることができる。

(廃棄物処理法も他の法令のひとつになっています)

(参考) 建設業法



不適正処理案件の発生を契機に

- 廃棄物の対応 (原状回復や適正な処理)
- 建設業法ほか関係法令への影響 (行政処分)
- 法人、個人への罰金や懲役刑 (刑事罰) 等

元請業者が監督処分を受けることがある

3. まとめ

産業廃棄物の適正処理に向けた対応に向けて…

- ☑ 廃棄物処理法においては元請業者に処理責任がある
- ☑ 不適正処理が起これば、行政が指導、調査を行い元請業者に不適正処理の対応を求めることがある。
- ☑ 結果、監督処分の対象となり得る。

解体・リフォームを含む

建設工事で出る産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります！

- 元請業者が、建設工事から生ずる産業廃棄物の処理（収集運搬、処分※）を他人に委託する場合は、許可業者に委託しなければなりません。 ※処分には、再生を含む（自ら処理する場合は、廃棄物処理法の処理基準を守らなければなりません。）
- 元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負います。

【運搬・処分を許可業者に委託する場合】



元請業者がすべき確認事項

- 元請業者が下請業者に運搬を委託する場合、下請業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可を、処分を委託する場合は、処分業の許可を有していますか。
- 元請業者と収集運搬業者、元請業者と処分業者それぞれで、産業廃棄物の委託契約を書面により行っていますか。
- 収集運搬業者・処分業者に対し、適正な処理費を負担していますか。
- マニフェストを元請業者自らが記載して交付していますか。
- 返却されたマニフェスト B 2 票、D 票、E 票で処理状況をチェックしていますか。
- マニフェストを 5 年間保存していますか。※電子マニフェストなら保存が不要です！

元請業者が上記の責任を果たしていなければ、罰則が適用される場合があります。
産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置してください。

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
電話：06-6210-9570(直通)

※建設現場が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。

産業廃棄物の不適正処理の例

排出事業者責任を果たさない元請業者は、産業廃棄物が不適正処理された場合、多大な費用をかけて原状回復をしなければならず、また、行政処分や罰則が適用されることがあります。

野積み



- ・廃棄物処理法の基準を満たさない産業廃棄物の保管

野焼き



- ・産業廃棄物の野外焼却
- ・廃棄物処理法の基準を満たさない焼却炉での焼却

廃棄物による土地造成



- ・産業廃棄物混じりの土砂による土地造成
(許可を受けなければ、産業廃棄物の埋立処分は行えません)

不法投棄



- ・みだりに産業廃棄物を捨てる行為
- ・産業廃棄物を処分する意思・能力がないにも関わらず長期間放置する行為

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 (監視指導グループ)

電話 06-6210-9572(直通)

建築や解体工事、土地の売買等に関わる不動産業者の方に (建設工事で発生する産業廃棄物の処理について)

- 不動産業者は、土地や建物の仲介・売買の取引を行うほか、建築や解体工事などの建設工事の発注者や、発注者から直接工事を請け負う元請業者となる場合があります。
- 廃棄物処理法では、建設工事から発生する産業廃棄物の排出事業者は“元請業者”と規定されており、元請業者は、発生した産業廃棄物を自ら適正に処理する責任があります。元請業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合は、「収集運搬」、「処分」について、それぞれの許可を有する業者に、自ら直接委託しなければなりません。
- これらの事業活動において、産業廃棄物の野積み（積み上げ・放置）などの不適正処理が行われ、不動産業者が責任を問われたり、関係者とトラブルになったりするケースが発生しています。

元請業者としての責任・義務を果たしていないケース

- 許可を受けていない下請業者に廃棄物の処理を委託した。
- 収集運搬、処分を委託する際に書面で委託契約を結んでいなかった。
- マニフェストを元請業者が自ら記載して交付していなかった。

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

- 著しく安い処理費で業者に委託した。
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた。
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった。
- マニフェストが返ってこなかった気がつかなかった。

注意義務違反

委託先の業者が不法投棄などの不適正な処理をしたら・・・

措置命令

委託した事業者の責任として、産業廃棄物の撤去や費用負担などの命令が出されることがあります。

下請けに任せきりになっていませんか？

- 元請業者が下請業者に運搬を委託する場合、下請業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可を、処分を委託する場合、処分業の許可を有していますか。
- 書面により委託契約が出来ていますか。
- 適正な処理費を負担していますか。⇒著しく価格が低いと処理に困り不適正な処理につながります。
- 元請業者が自らマニフェストを記載して交付していますか。

発注者(施主)として知っていただきたいこと

発注者は、「工事を発注すればそれで終わり」ではなく、工事から排出される産業廃棄物が適正に処理されるために、特に“処理費用が適正であるか”認識しておく必要があります。

仲介した土地に不法投棄や野積みが・・・

作業場や資材置場と偽って土地を借り、土砂混じりの混合廃棄物等を野積みして逃げたり、資金繰りに困ってため込んでしまう例が後を絶ちません。廃棄物が山積みされた土地は資産価値の低下や廃棄物の撤去をめぐるトラブルを招きます。土地所有者は、しかるべき責任を果たしていなかった場合、廃棄物の撤去命令を受けることがありますので、仲介にあたっては、土地所有者への啓発にご協力をお願いします。

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
電話：06-6210-9570（直通）

※建設現場が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。